

議提第1号

「議案第1号」平成25年度北本市一般会計予算に対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第1号」平成25年度北本市一般会計予算に対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成25年3月21日 提出

提出者	北本市議会議員	伊藤堅治
提出者	北本市議会議員	渡邊良太
提出者	北本市議会議員	桂祐司
提出者	北本市議会議員	保角美代
提出者	北本市議会議員	岸昭二
提出者	北本市議会議員	滝瀬光一
提出者	北本市議会議員	島野和夫
提出者	北本市議会議員	黒澤健一
提出者	北本市議会議員	加藤勝明
提出者	北本市議会議員	横山功
賛成者	北本市議会議員	大嶋達巳

北本市議会議長 福島忠夫 様

## 「議案第1号」平成25年度北本市一般会計予算に対する附帯決議

庁舎建設事業に係る議案について、審議、審査を進めるに従い、事業を執行する上での財源構成が極めて不安定であると感じられたところである。

すなわち、事業費や財源の変動に際し、県との協議が必要な地方債にその財源を求めざるを得なかった点である。

この背景には、本事業に庁舎建設基金の全てを充当した財源構成を図っているという点にあると思われる。

もとより、庁舎建設基金は本事業に充当すべき財源である。しかしながら、本事業は、その規模は言うに及ばず公務を執行しつつ現在地に建築する必要性から、工期を2期に分け、完成時に一体の建物とする工事である。併せて、(仮称)こどもプラザについても同時に完成させると言う極めて複雑、困難な建築事業であり、今後とも年度途中の事業費変更の可能性が無いとは言えない事業である。

以上のような状況を考えれば、今後の事態に対しても、その都度、協議が必要な財源で手当てせざるを得ない状況は、市政全般に対しての財政運営の観点からも決して安定したものとは言い難く、本事業執行にも好ましいものではあり得ない。

したがって、本事業の執行に当たっては、世代間の負担の公平性の観点や市政全般の運営も踏まえた財政運営に配慮した、適切で安定的な財源措置を図られるよう要望するものである。

以上、決議する。

平成25年3月21日

北本市議会